

申 請

令和5年9月19日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田文雄 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
平成24年6月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を一部解除すること
宮城県において捕獲されたイノシシ肉のうち、県の管理下において、放射性
物質検査を実施し、基準値を超えないイノシシ肉
- 2 一部解除を申請する理由
制限地域における出荷・検査体制が整ったため
（別添「出荷・検査方針」のとおり）

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として大崎市の食肉処理加工施設「ジビエの郷おおさき」（宮城県大崎市岩出山字上真山日向要害2番地）（以下、「加工施設」という。）が受け入れたイノシシ肉については、全頭につき宮城県又は大崎市自ら、もしくは宮城県又は大崎市が指定する検査機関に委任し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kgを超過した場合は、加工施設において廃棄するものとする。

2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

受け入れたイノシシ個体の効率的な精密検査を行うため、加工施設は、宮城県と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

- ① 受け入れるイノシシ個体は、大崎市職員立ち合いの下で、捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等イノシシ個体の捕獲に関する情報を確認し、加工施設が引き渡しを受けるものとする。
- ② 加工施設は、引き受けたイノシシ個体に識別のための個体番号を付し、①の捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ搬入・処理管理台帳を作成する。
- ③ 加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって作成した搬入・処理管理台帳の写しを大崎市に提出する。
- ④ 大崎市は、加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を速やかに、宮城県に提出し、両方で情報を共有することで適切にイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

- ① 受け入れたイノシシ個体は、解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 大崎市職員は、検査の試料採取及び検査機関への送付を行うとともに、宮城県にこの旨報告する。
- ③ イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設において、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。
- ④ 宮城県又は大崎市は検査機関から検査結果を受理し、「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成する。
- ⑤ 加工施設は、宮城県又は大崎市から「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を受理し、100Bq/kgを超過した個体の肉等が誤って出荷されないよう、その旨を明示して分別管理を行う。

⑥ イノシシ肉の検査結果において、100Bq/kg を超過した場合は、宮城県又は大崎市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、廃棄用容器への投入に立ち会って、廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷管理及び表示

検査結果、100Bq/kg 以下であることが確認されたイノシシ肉のみを出荷可能とし、出荷に当たり、宮城県、大崎市及び加工施設は、すべてのイノシシ肉について個体番号ごとに管理し、これを記した出荷・販売台帳を加工施設が作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 情報の提供

宮城県、大崎市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷・販売し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

4 その他

本方針については、令和5年10月16日から適用する。